

自己点検・評価報告書

2010 年 8 月 31 日

岡山大学法科大学院

研究科長 署名欄

印

---

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	2
第3	自己点検・評価の内容と結果	3
第5分野	カリキュラム	3
5-1-1	科目設定・バランス	3
5-1-2	科目の体系性・適切性	6
5-1-3	法曹倫理の開設	9
5-2-1	履修選択指導等	10
5-2-2	履修登録の上限	12
第4	その他	13
別紙	学生数及び教員に関するデータ	14

## 第1 法科大学院の基本情報

1. 大学（院）名 岡山大学大学院
2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 法務研究科法務専攻
3. 開設年月 平成16年4月
4. 当該大学院課程の教学責任者
  - 氏名 松村 和徳
  - 所属・職名 法務研究科 教授（研究科長）
  - 連絡先 086-251-7509
5. 認証評価対応教員・スタッフ
  - ① 氏名 松村 和徳
    - 所属・職名 法務研究科 教授（研究科長）
    - 役割 自己点検・評価の責任者
    - 連絡先 086-251-7509
  - ② 氏名 上田 信太郎
    - 所属・職名 法務研究科 教授（副研究科長）
    - 役割 自己点検・評価の副責任者
    - 連絡先 086-251-7498
  - ③ 氏名 三浦 治
    - 所属・職名 法務研究科 教授（副研究科長）
    - 役割 カリキュラムの自己点検・評価の責任者
    - 連絡先 086-251-7508
  - ④ 氏名 神例 康博
    - 所属・職名 法務研究科 教授
    - 役割 カリキュラムの自己点検・評価の担当者
    - 連絡先 086-251-7473
  - ⑤ 氏名 山根 正二
    - 所属・職名 社会文化科学研究科等 事務長
    - 役割 自己点検・評価の事務責任者
    - 連絡先 086-251-7340
  - ⑥ 氏名 山川 裕章
    - 所属・職名 社会文化科学研究科等 専門職員
    - 役割 自己点検・評価の事務担当者
    - 連絡先 086-251-7358

## 第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

平成22年6月15日に法務研究科自己点検評価実施委員会（委員長 松村和徳研究科長，委員 上田信太郎副研究科長，三浦治副研究科長，神例康博教授，山根正二事務長，山川裕章専門職員）で，前回の法科大学院認証評価受審時から改善及び変更した事項について確認を行った上，自己点検・評価報告書の原案を作成した。

その後，7月26日開催の全学組織としての自己点検評価委員会において，法務研究科長が自己点検・評価報告書案について報告し，審議の結果，承認された。

### 第3 自己点検・評価の内容と結果

#### 第5分野 カリキュラム

##### 5-1-1 科目設定・バランス

###### 1. 現状

###### (1) 開設科目数

各科目群毎の授業科目数は下記のとおりである<sup>1</sup>。

(2008-2009年度)

ア 法律基本科目群	25 科目	イ 実務基礎科目群	10 科目
ウ 基礎法学・隣接科目群	9 科目	エ 展開・先端科目群	39 科目
合計	83 科目		

(2010年度)

ア 法律基本科目群	28 科目	イ 実務基礎科目群	10 科目
ウ 基礎法学・隣接科目群	8 科目	エ 展開・先端科目群	40 科目
合計	86 科目		

###### (2) 必修科目数(単位数)

各科目群毎の必修科目数(単位数)は下記のとおりである。

(2008-2009年度)

ア 法律基本科目群	21 科目 (60 単位)	(2年コースは, 12 科目 (30 単位))
イ 実務基礎科目群	5 科目 (11 単位)	(うち1科目は, 2科目のうちから選択必修)
ウ 基礎法学・隣接科目群	2 科目 (4 単位)	
エ 展開・先端科目群	2 科目 (4 単位)	
合計	30 科目 (79 単位)	(2年コースは, 21 科目 (49 単位))

(2010年度)

ア 法律基本科目群	24 科目 (66 単位)	(2年コースは, 13 科目 (30 単位))
イ 実務基礎科目群	6 科目 (12 単位)	(うち1科目は, 2科目のうちから選択必修)
ウ 基礎法学・隣接科目群	2 科目 (4 単位)	
エ 展開・先端科目群	2 科目 (4 単位)	
合計	34 科目 (86 単位)	(2年コースは, 23 科目 (50 単位))

<sup>1</sup> 科目の詳細は, 2010年度学生便覧では3~5頁に記載されている。なお, 岡山大学大学院法務研究科では, 発足以来「法律実務基礎科目」は「実務基礎科目」と称してきた。

### (3) 学生の履修状況

2009年度修了生の各科目群毎の修得単位数の平均は、下記のとおりである。

	未修者コース	既修者コース
法律基本科目	65.38	35.60
法律実務基礎科目	14.00	14.20
基礎法学・隣接科目	5.94	5.20
展開・先端科目	17.44	17.20
4科目群の合計	102.75	72.20

2009年度の修了生37名（2年短縮型5名及び3年標準型32名）全員が、「実務基礎科目群」「基礎法学・隣接科目群」「展開・先端科目」につき、合計で33単位以上を修得して修了している。

### (4) 修了要件

2009年まで、修了は、取得した単位の積み上げにより、3年コースの学生は計95単位以上、2年コースの学生は計65単位以上の修得により認定されることとなっていた。2010年度以降も積み上げ方式であることに変更はないが、3年コースの学生は計102単位以上、2年コースの学生は計66単位以上の修得により修了が認定される。そのほか、「基礎法学・隣接科目群」のうちから4単位以上の修得、および、「展開・先端科目」のうち、「医療・福祉系科目」または「法とビジネス系科目」のいずれかから4単位の修得が要件である。2009年度以降は、「実務基礎科目群」「基礎法学・隣接科目群」「展開・先端科目」のうちから合計で33単位以上を修得することを、新たに修了要件として付け加えた。

### (5) 科目配置上の配慮・特色

法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてに必修科目を配置している。

その中で、特に実務基礎科目群については、実務実習科目（「ローヤリング・クリニック」、「模擬裁判・エクスターンシップ」）を選択必修とし、かつ他大学よりも必修単位（2009年度は8単位、2010年度以降は9単位）を多く配置し、実務科目の充実を図っている。

また、「展開・先端科目」のうち、「医療・福祉系科目」または「法とビジネス系科目」での4単位の修得を義務づけることで、本学の重点教育分野として位置づけた「医療・福祉」分野と「ビジネス法」分野に対する学生の関心を高める工夫をしている。

## 2. 点検・評価

授業科目は4科目群のすべてについて開設されている。また、オリエンテーションにおける履修指導を始め、各科目群で必要とされる単位が修得されるような工夫が行われている。

本評価以降、旧カリキュラムに沿って修了する在学生についても、「実務基礎

科目」「基礎法学・隣接科目」「展開・先端科目」で33単位を修得するよう指導を続けており、2009年度においては、修了生37名全員が、「実務基礎科目群」「基礎法学・隣接科目群」「展開・先端科目」につき、合計で33単位以上を修得して修了している。また、2009年度以降は、「実務基礎科目群」「基礎法学・隣接科目群」「展開・先端科目」のうちから合計で33単位以上を修得することを、新たに修了要件としている。このように、現在では、当該項目（5-1-1）について本評価で指摘を受けた点は改善されており、問題点はない。

### 3. 自己評定

A 全科目群の授業科目の開設、履修が偏らないような配慮ともに非常に良好である。

### 4. 改善計画

本評価において指摘を受けた点は、翌年度から改善した。また、本評価以降の修了生で、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目で33単位の修得をしないまま修了した学生はいない。旧カリキュラムに沿って修了する在学生についても同様に指導を続けている（33単位未満で修了するような履修登録をしている学生も皆無である）。

また、2010年度において、文部科学省令（「専門職大学院設置基準」）の改正に伴ってカリキュラムの改訂を行ったが、さらに、2011年度新司法試験日程（試験時間）の変更に伴って、2011年度以降についてもカリキュラムの改訂を検討しているところである。

## 5-1-2 科目の体系性・適切性

### 1. 現状

#### (1) 科目の体系性

開設科目全体の相互の関連として効果的な履修体制をいかに組んでいるかという点では、カリキュラム編成上の特色をあげることができる。まず、3年標準型1年次に法律基礎科目（A法律基本科目群Ⅰ基礎科目）、2年次（2年短縮型1年次）に法律基幹科目（A法律基本科目群Ⅱ基幹科目）を配置している。すなわち、いわゆる完全未修者にも対応しうるよう、1年次において公法系・民事系・刑事系の中核をなす法律科目を履修し、2年次において少人数クラスで編成される演習科目を履修する。1年次のうちに、実定法偏重にならないよう、「法情報基礎」「司法制度論」（2010年度以降は「裁判法」）や基礎法学科目・隣接科目の履修が可能なカリキュラムを組み、2年次では演習形式による授業によって法的思考を醸成させることを目的とする一方、基本的実務科目も履修することとなる。2年次から3年次（2年短縮型2年次）にかけて実務科目ないし展開・先端科目を中心に履修することになる。3年次では、複数の個別科目をまたぎ、一つの事例を多面的に検討することを目的とした統合演習も配置している。

授業科目の体系性（効率的・効果的な履修に向けた工夫）について特に配慮したのは、実務科目との連携（架橋）を考慮しながら、年次進行に併せた段階的履修と授業科目の配置をとっている点である。

2010年度以降は、このような段階的カリキュラムに沿いつつその内容を充実させるため、1年次において「法解釈入門」を設け、「法情報基礎」を必修とするとともに、「公法訴訟演習」を3年次に設置するなどしている。

民事法を例にとり、本学法務研究科の工夫を説明することにする<sup>2</sup>。

まず、1年次では、法的知識の基礎固めが中心となり、その基本的専門知識の習得にウエートを置き、一般的な法解釈入門の科目および実体法（民法・商法）と手続法（民事訴訟法）の講義科目を配置する。そして、同時に司法制度の仕組みや法的な情報処理に関する基本的知識・技能の習得のために実務科目（「法情報基礎」のほか選択科目として「裁判法」）を置く。次に、第二段階として、2年次には、そこで修得した知識を基により深く事案を分析し、法的思考を展開させる能力を得るべく、実体法（民法・商法）と手続法（民事訴訟法）の演習科目を配置する。そして、この段階で、実務の理論的側面を学ぶ実務科目（「要件事実と事実認定の基礎」「民事訴訟実務」）と「法曹倫理」を必須科目として配置し、すでに修得した法的知識を実務的に活用できる訓練をすることで、合わせて実定法理論教育で学んだことを立体的に把握することになる。この段階でのポイントは、理論実務教育と法理論教育を並置し、同時に履修させることで、その理解がより立体的かつ多面的に把握できる教育を実施する点にある。そし

<sup>2</sup> その相関図につき、添付資料①参照。

て、3年次の最後の段階で、実務実習科目（「模擬裁判・エクスターンシップ」等）を必修的に配置し、法理論教育と理論実務教育で学んだことを、実際に活用できるかを体験させることで、これまでの学生が自己の有する専門知識及びその応用力に対する現状を認識することにより、学生の勉学意欲、向上心の喚起または刺激・動機づけを与え、実体法の立体的、現実的理解が深まり、より実践的な事案分析能力の育成を図るものである。そして、ここで得た体験的（経験的）理解をもう一度法理論教育にもどって、検証、フィードバックをすることで、法曹として有すべき質を高めるものである。そして、最後の段階である法理論教育は、実体法と手続法の統合科目とし、しかも実務家教員、実体法・手続法の研究者教員が共同で授業を実施し、法曹として必要な能力の育成を図るものである。

このように、本学の授業科目は、法理論教育と実務教育を融合させ、段階的かつ螺旋的に授業を実施する形をとり、より効率的な法曹養成をめざす形としている。

## （2）科目の適切性

養成しようとする法曹像との関係での科目の適切性については、まず医療・福祉分野については、「社会保障法」に専任教員を置き、また、民法と兼任の「医事法」の専任教員を置く。そのうえで、本学の医歯薬学総合研究科の協力を得るなどに加え、弁護士、医師、社会福祉等の非常勤教員の参加の上で、充実した教育を実施することができる陣容を整えている。そして、「医学の基礎」（2010年度以降は「法曹のための医学入門」）など法律とは関係ない科目なども設置し、全部で11科目の特色ある授業科目を配置している。

もう一つの特色である「ビジネス法」系科目については、「経済法」に専任教員を充てるとともに、法務研究科内の兼担および多数の実務家を含む非常勤教員の協力の下に実施しており、20科目の科目を設置している。

なお、本評価でカリキュラム構成上の問題点として改善が必要であるとの指摘を受けた刑法科目の問題については、2009年度より、必修科目「刑法」において刑法総論・刑法各論の全分野を取り扱うこととしており、これを受けて、2010年度より、「刑法特論」は「刑法」を踏まえて応用的内容を取り扱う講義科目へと改めた。また、科目群の適合性に疑問の余地があると指摘された「企業取引法特論」2009年度までで廃止した。

## 2. 点検・評価

開設科目全体の相互の関連として効果的な履修体制をいかに組んでいるかという点では、わが国の法を体系的に履修しうる体制が組み立てられており、理論教育と実務教育との架橋の側面も含めると、体系的・整合的な理解のみならず実践的な力を育みうるカリキュラムであると評価しうる。

他方、開設科目毎の効果的な履修という点でも、各教員の創意工夫ないし努

力により、適切な授業が実施されている。

なお、本評価で指摘された刑法科目等についての問題点、疑問点はすべて改善している。

### 3. 自己評定

A 授業科目の開設状況が、非常に良好である。

### 4. 改善計画

2011 年度の新司法試験の試験日程（試験時間）は、本年度までのものを大きく変更するものである。さまざまな要因がありさまざまな考慮がはたらいた結果であろうが、よりよい法曹となるために新司法試験の段階で、法律基本科目の個々の科目について、従来よりしっかりした力をつけていることが求められている。学生の自学自習の時間の確保という側面も踏まえ、そして、本学の特色である充実した実務教育を損なわないよう、さらにカリキュラムの改善を検討しているところである。

### 5-1-3 法曹倫理の開設

#### 1. 現状

法曹倫理については、まず、独立の必修科目として「法曹倫理」という名称の科目を置いている。法曹倫理では、①弁護士倫理、②裁判官倫理、③検察倫理を取り上げる。3年コースの2年次（2年コースの1年次）配当、2単位科目である。次に、法曹倫理を取り扱う科目として、「民事訴訟実務」（①②を中心に）、「刑事訴訟実務」（①②③）、「刑事弁護実務演習」（①を中心に）がある。ともに3年コースの2年次（2年コースの1年次）配当、2単位科目である。第三に、「ローヤリング・クリニック」（①を中心に）および「模擬裁判・エクスターンシップ」（①②③）の実務実習科目でも法曹倫理が取り扱われる。これは3年コースの3年次（2年コースの2年次）配当、3単位科目である。

なお、法曹倫理は法曹たるためのもっとも基本的な素養であることから、これを重視し、科目としての「法曹倫理」の単位取得を、必修科目である実務実習科目の履修要件としている。

#### 2. 点検・評価

授業の概要、計画等、開設状況に問題はない。法曹倫理については、実務実習科目においても繰り返し取り扱っており、学生間でディスカッションをさせるなど、倫理的素養を育む工夫をしている。

#### 3. 自己評定

合 法曹倫理が必修科目として開設されている。

#### 4. 改善計画

特になし。

## 5-2-1 履修選択指導等

### 1. 現状

#### (1) オリエンテーション

履修指導は、学生が一定程度の知識やモチベーションを持ち合わせていないと、一方的な説明では適切に行うことはできない。法務研究科では、発足以来、新入生および在學生に対して、各自に必要な履修科目を適切に選択できるように履修指導を行い、また、法曹へのモチベーションを高め、授業準備の確認などを行うことを目的として、年度開始の1週間程度の期間（岡山大学入学式の前の期間）をオリエンテーション期間としている<sup>3</sup>。

新入生に対しては、成績評価の対象となる授業が開始される前に助走期間を設け、授業にスムーズにはいっていくことも目的としている。入学前の必読文献の指定と併せて導入的な授業を受けることで、履修指導の時間に行われる説明に臨場感を持たせている。また、実務家教員による導入授業を設け、法曹へのモチベーションを高めている。在學生に対しては、新年度授業への準備の確認のほか、（守秘義務をはじめとする）実務実習科目の履修に際しての留意点の伝達とともに、履修指導の時間を設け、専任教員の授業については選択科目ガイダンスを実施している。なお、3年次生向けにはクリニック入門の時間を設け、倫理的な素養の涵養にも務めている。なお、法曹による講演会は、全学年が聴講する。

入学前の段階では、入学前に読んでおくべき必読文献を指定し、それについてオリエンテーション時に簡単な確認テストを実施することを予め事前に示して、入学前の自学自習に努めるよう誘っている。また、入学前ガイダンス<sup>4</sup>も、よりよい法曹への意欲を高めることを目的とする企画である。

#### (2) 履修モデル

履修モデルは、HP、学生便覧及びガイドブックに、「医療・福祉を専門とするローヤーを目指す学生」向け、「ビジネス・ローヤーを目指す学生」向け、「刑事事件を専門とするローヤーを目指す学生」向けの3パターンを掲載している<sup>5</sup>。オリエンテーションにおける履修指導の際に補充説明をしている。学習アドバイザー制度は、前後期それぞれ6～7回開室する。相談者が多いと見込まれる学期始めと試験前の期間に多めに開室するようにしている。

なお、学生便覧には、本研究科における教育方針を、年次を追って理解できるよう、各年次と各科目群の関連を図示しており<sup>6</sup>、必修科目の授業展開（どの学年にどのような科目が配置され、履修できるようになっているか）も示して

<sup>3</sup> 添付資料②参照。オリエンテーションの実施内容(平成22年度)については、添付資料③参照。

<sup>4</sup> 添付資料②参照。

<sup>5</sup> 2010年度学生便覧30頁以下、2011年ガイドブック4頁など参照。

<sup>6</sup> 2010年度学生便覧26頁以下参照。

いる<sup>7</sup>。

### (3) 学生の履修選択状況

学生の履修選択は、単位習得状況確認表（個人情報であり、閲覧資料）で確認でき、履修登録は、概ね履修モデルに従ってなされている。

## 2. 点検・評価

新入生、在学生とも、年度開始時に履修カリキュラムを全体的に把握し、本研究科で提供される科目のあらましを理解できる。この結果、学生は、新学期の授業に効果的かつスムーズに入っていくことができ、法学未修者も自分がどのような科目を受講するのか、またその科目はどのような内容を持つものなのかが分かる仕組みになっている。また、履修モデルを示した学生便覧や詳細なシラバスは、オリエンテーションでは不十分な当該科目に対する履修方法、内容、概要等を知る資料として、重要な役割を果たしている。本研究科における履修指導は、学生に対し、適宜かつ適切に情報を伝達できるようになっているものと思料する。

## 3. 自己評定

A 履修選択指導が、非常に充実している。

## 4. 改善計画

概ね学生に対する履修指導は良好であると思われるが、なお改善の余地がないわけではない。オリエンテーション期間で伝達できる情報量には限りがある。今後は、合格後、入学前の期間を有効利用する方向で、より効果的な手段を開発していきたい。

---

<sup>7</sup> 2010年度学生便覧 28頁以下参照。

## 5-2-2 履修登録の上限

### 1. 現状

2009年度までにおいて、各学年において学生が履修科目として登録することができる単位数は、36単位を在学の最終年度にあつては、42単位を上限としていた。学期毎の上限は設けていない。この結果、3年コースの学生が3年間で履修できる単位の上限は114単位、2年コースの学生が2年間で履修できる単位の上限は78単位となっていた。

2010年度以降は、各学年において学生が履修科目として登録することができる単位数は、36単位を上限とするが、法学未修者（3年標準型）1年次および3年次、法学既修者（2年短縮型）2年次にあつては、42単位としている。この結果、3年コースの学生が3年間で履修できる単位の上限は120単位、2年コースの学生が2年間で履修できる単位の上限は78単位となる。

週1コマ（1時間30分）15回の授業で2単位としている。いずれも法務研究科発足以来、変更していない。

### 2. 点検・評価

履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであり、修了年度の年次は42単位としていることから、問題はなかったし、2010年度以降については、文部科学省令（「専門職大学院設置基準」）の改正に伴うもので、問題はない。

### 3. 自己評定

合 履修単位数上限が36単位、44単位以下であるか、超えていても合理的な理由がある。

### 4. 改善計画

特になし。

## 第4 その他

もし追加の閲覧資料がある場合には、早めに連絡をいただきたい（本評価の際に、こちらとしては余裕をもって準備をすることができない時期における要請があった）。

別紙 学生数及び教員に関するデータ

◇入学者

単位：人

	入学定員	入学者数	法学既修者	法学部出身者	他学部出身者	実務等経験者
2008年度入学者	60	58	3	48	10	13
2009年度入学者	60	51	1	46	5	11
2010年度入学者	45	37	7	28	9	11

◇学生数の推移

単位：人

		2008年度	2008年度	2009年度	2009年度	2010年度	2010年度	休学者数	在籍者数
		退学者数	留年者数	退学者数	留年者数	退学者数	留年者数		
2008年度 入学者	未修	4	10	3	2	0	—	5	48
	既修	0	—	0	—	0	—	0	0
2009年度 入学者	未修	—	—	2	10	0	—	2	48
	既修	—	—	1	—	0	—	0	1
2010年度 入学者	未修	—	—	—	—	0	—	0	30
	既修	—	—	—	—	0	—	0	7

- [注] 1 「在籍者数」とは、評価実施年度の5月1日時点における法科大学院生の在籍数をいう。  
 2 退学者数、休学者数は、各年度の入学者のうち、評価実施年度の5月1日時点における各年度の退学者数、休学者数をいう。  
 3 留年者数は、進級制限がある場合において、2008年度、2009年度の入学者のうち、各年度に進級できなかった者の人数をいう。留年者には、休学や留学によって進級の遅れた者は含まないこと。

◇修了者

単位：人

		修了者総数	法学部出身者	他学部出身者	実務等経験者
		2007年 度	未修	31	30
	既修	3	2	1	3
2008年 度	未修	32	25	7	13
	既修	1	1	0	1
2009年 度	未修	32	25	7	8
	既修	5	4	1	5

## 教員一覧

氏名	年齢	性別	職名	専任／ みなし 専任／ 兼任／ 非常勤 の別	「5年以上の 実務 経験」の有 無	着任年月	担当科目
井口 文男	61	男	教授	専任	無	平成16年4月	(2010年度前期) 憲法Ⅰ（統治） 人権演習 (2010年度後期) 憲法Ⅱ（人権）
南川 和宣	39	男	准教授	専任	無	平成19年4月	(2010年度前期) 公法総合演習Ⅲ（行政救済法） 行政訴訟法 (2010年度後期) 行政法 公法総合演習Ⅰ（法と行政活動） 行政訴訟法演習
田近 肇	39	男	教授	専任	無	平成20年4月	(2010年度前期) 人権演習
藤田 寿夫	54	男	教授	専任	無	平成16年4月	(2010年度前期) 民法Ⅲ（契約各論・不法行為法） 民法演習Ⅰ（契約法） 民法演習Ⅱ（金融取引法） (2010年度後期) 民法演習Ⅲ（不法行為法） 民事法統合演習Ⅰ
辻 博明	53	男	教授	専任	無	平成18年4月	(2010年度前期) 民法Ⅰ（民法総則・物権法） 民法演習Ⅱ（金融取引法） (2010年度後期) 民事法統合演習Ⅰ
山下 登	52	男	教授	専任	無	平成19年4月	(2010年度前期) 医事法 (2010年度後期) 民法演習Ⅲ（不法行為法） 民事法統合演習Ⅰ

三浦 治	47	男	教授	専任	無	平成16年4月	(2010年度前期) 民事法統合演習Ⅱ 商取引法 (2010年度後期) 商法演習
鈴木 隆元	43	男	准教授	専任	無	平成19年4月	(2010年度前期) 民事法統合演習Ⅱ 商取引法 (2010年度後期) 商法 商法演習
松村 和徳	50	男	教授	専任	無	平成16年4月	(2010年度前期) 民事訴訟法演習 民事法統合演習Ⅱ 裁判法 倒産処理法Ⅰ(清算(破産法)) 民事執行法 (2010年度後期) 民事法統合演習Ⅰ 倒産処理法Ⅱ(再建(民事再生・会社更生法)) 倒産処理法Ⅲ(事例研究)
伊東 俊明	38	男	准教授	専任	無	平成21年4月	(2010年度前期) 民事訴訟法演習 民事法統合演習Ⅱ 裁判法 (2010年度後期) 民事訴訟法 民事法統合演習Ⅰ 家族法・手続法統合特論
神例 康博	45	男	教授	専任	無	平成19年10月	(2010年度前期) 刑法 刑法特論 (2010年度後期) 刑法演習 経済刑法
上田信太郎	48	男	教授	専任	無	平成16年4月	(2010年度前期) 刑事訴訟法演習

							裁判法 (2010年度後期) 刑事訴訟法
佐藤 吾郎	47	男	教授	専任	無	平成16年4月	(2010年度前期) 経済法(独禁法)Ⅰ (2010年度後期) 経済法(独禁法)Ⅱ 経済法(事例研究)Ⅲ
西田 和弘	42	男	教授	専任	無	平成16年4月	(2010年度前期) 労働者保護法 (2010年度後期) 社会保障法 (2010年度通年) 医療福祉研究(ネットワーク・セミナー)
宮本由美子	61	女	教授	専任	有	平成20年4月	(2010年度前期) 家族法 要件事実と事実認定の基礎 (2010年度後期) 民法Ⅱ(債権総論・契約総論・ 担保物権法) 民事訴訟実務 (2010年度通年) 法解釈入門
井藤 公量	48	男	教授	専任	有	平成18年4月	(2010年度前期) 民法演習Ⅰ(契約法) 民法演習Ⅱ(金融取引法) 民事法統合演習Ⅱ 要件事実・民事法演習 (2010年度後期) 民事法統合演習Ⅰ 法曹倫理 知的財産法Ⅰ (2010年度通年) 法解釈入門 (2010年度特別) ローヤリング・クリニック
吉野 夏己	49	男	教授	専任	有	平成16年4月	(2010年度前期) 公法総合演習Ⅲ(行政救済法)

							(2010年度後期) 公法総合演習Ⅰ(法と行政活動) 行政訴訟法演習 民事訴訟実務 (2010年度通年) 法解釈入門 (2010年度特別) 模擬裁判・エクスターンシップ
妻鹿安希子	37	女	准教授	専任	有	平成19年10月	(2010年度前期) 民事法統合演習Ⅱ (2010年度後期) 民法演習Ⅲ(不法行為法) 民事法統合演習Ⅰ 倒産処理法Ⅱ(再建(民事再生・会社更生等)) (2010年度通年) 法解釈入門 (2010年度特別) ローヤリング・クリニック
吉沢 徹	40	男	准教授	専任	有	平成22年4月	(2010年度前期) 民法演習Ⅰ(契約法) (2010年度後期) 民法演習Ⅲ(不法行為法) 刑事訴訟実務 (2010年度通年) 法解釈入門 (2010年度特別) ローヤリング・クリニック 模擬裁判・エクスターンシップ
小田川大典	43	男	教授	兼担	無	平成16年度	(2010年度前期) 政治哲学
藤内 和公	58	男	教授	兼担	無	平成17年度	(2010年度前期) 労使関係法
吉岡 伸一	56	男	教授	兼担	無	平成16年度	(2010年度前期) 商取引法 企業法務
中村 誠	57	男	教授	兼担	無	平成16年度	(2010年度後期)

							情報法
竹内 真理	35	女	准教授	兼担	無	平成20年度	(2010年度後期) 国際法
大塚 愛二	54	男	教授	兼担	無	平成22年度	(2010年度集中) 法曹のための医学入門
成瀬 恵治	47	男	教授	兼担	無	平成20年度	(2010年度集中) 法曹のための医学入門
筒井 公子	61	女	教授	兼担	無	平成20年度	(2010年度集中) 法曹のための医学入門
松井 秀樹	57	男	教授	兼担	無	平成20年度	(2010年度集中) 法曹のための医学入門
竹居 孝二	50	男	教授	兼担	無	平成22年度	(2010年度集中) 法曹のための医学入門
西堀 正洋	54	男	教授	兼担	無	平成22年度	(2010年度集中) 法曹のための医学入門
土居 弘幸	56	男	教授	兼担	無	平成22年度	(2010年度集中) 法曹のための医学入門
宮石 智	50	男	教授	兼担	無	平成20年度	(2010年度集中) 法曹のための医学入門
片岡 仁美	37	女	教授	兼担	無	平成22年度	(2010年度集中) 法曹のための医学入門
菅原 郁夫	52	男	教授	非常勤	無	平成17年度	(2010年度集中) 法と心理学
石津日出雄	70	男	教授	非常勤	無	平成17年度	(2010年度前期) 法医学
小田 敬美	46	男	教授	非常勤	無	平成16年度	(2010年度前期) 民事訴訟法演習 法情報基礎 (2010年度集中) 民事保全法
木村 仁	43	男	教授	非常勤	無	平成17年度	(2010年度集中) 英米法
萩原 滋	57	男	教授	非常勤	無	平成16年度	(2010年度集中) 医事刑法
守屋 明	56	男	教授	非常勤	無	平成16年度	(2010年度集中) 法社会学
山下 典孝	45	男	教授	非常勤	無	平成21年度	(2010年度集中) 保険法

佐々木潤子	37	女	准教授	非常勤	無	平成22年度	(2010年度集中) 税法
木野 秀器	58	男	検察官	非常勤	有	平成21年度	(2010年度前期) 刑事訴訟法演習
石田 寿一	34	男	裁判官	非常勤	有	平成21年度	(2010年度後期) 刑事訴訟実務
石井 辰彦	58	男	弁護士	非常勤	有	平成19年度	(2010年度後期) 法曹倫理
榎本 康浩	41	男	教授	非常勤	有	平成16年度	(2010年度後期) 法曹倫理 (2010年度特別) ローヤリング・クリニック 模擬裁判・エクスターンシップ
藤岡 温	55	男	弁護士	非常勤	有	平成20年度	(2010年度後期) 法曹倫理
藤原 健補	61	男	弁護士	非常勤	有	平成16年度	(2010年度後期) 法曹倫理 (2010年度特別) ローヤリング・クリニック 模擬裁判・エクスターンシップ
森川 雅弘	54	男	弁護士	非常勤	有	平成17年度	(2010年度後期) 企業法務 法曹倫理
和田 朝治	62	男	弁護士	非常勤	有	平成18年度	(2010年度後期) 法曹倫理 (2010年度特別) 模擬裁判・エクスターンシップ
近藤 幸夫	60	男	弁護士	非常勤	有	平成18年度	(2010年度前期) 刑事弁護実務演習 (2010年度特別) ローヤリング・クリニック
佐々木浩史	48	男	弁護士	非常勤	有	平成17年度	(2010年度前期) 刑事弁護実務演習 (2010年度特別) ローヤリング・クリニック 模擬裁判・エクスターンシップ
的場 真介	55	男	弁護士	非常勤	有	平成17年度	(2010年度前期) 刑事弁護実務演習

宮本 敦	67	男	弁護士	非常勤	有	平成17年度	(2010年度後期) 家族法・手続法統合特論
岩谷みさえ	56	女	社会福祉士	非常勤	有	平成20年度	(2010年度通年) 医療福祉研究 (ネットワーク・セミナー)
水内麻起子	40	女	弁護士	非常勤	無	平成22年度	(2010年度通年) 医療福祉研究 (ネットワーク・セミナー)
飯生 明	36	男	弁護士	非常勤	有	平成22年度	(2010年度後期) 民事医療過誤法
山本 賢昌	45	男	弁護士	非常勤	有	平成18年度	(2010年度後期) 民事医療過誤法
河田 英正	62	男	弁護士	非常勤	有	平成18年度	(2010年度前期) 消費者法
近藤 剛	58	男	弁護士	非常勤	有	平成18年度	(2010年度前期) 人権救済手続法 (2010年度特別) ローヤリング・クリニック
作花 知志	41	男	弁護士	非常勤	有	平成21年度	(2010年度前期) 人権救済手続法
加瀬野忠吉	49	男	弁護士	非常勤	有	平成17年度	(2010年度前期) 倒産処理法Ⅰ (清算 (破産法))
近藤弦之介	68	男	弁護士	非常勤	有	平成17年度	(2010年度後期) 企業法務 応用労働法 (2010年度特別) ローヤリング・クリニック 模擬裁判・エクスターンシップ
安倉 孝弘	64	男	弁護士	非常勤	有	平成18年度	(2010年度後期) 知的財産法Ⅱ
鷹取 司	55	男	弁護士	非常勤	有	平成17年度	(2010年度後期) 住民訴訟法 (2010年度特別) ローヤリング・クリニック
光成 卓明	55	男	弁護士	非常勤	有	平成19年度	(2010年度後期) 住民訴訟法
佐々木浩一	54	男	岡山市 監査事 務局課 長	非常勤	無	平成20年度	(2010年度後期) 住民訴訟法

浅野 律子	49	女	弁護士	非常勤	有	平成17年度	(2010年度後期) 少年法
川崎 政宏	53	男	弁護士	非常勤	有	平成17年度	(2010年度後期) 少年法
財津 唯行	33	男	弁護士	非常勤	有	平成17年度	(2010年度後期) 少年法
高木 成和	34	男	弁護士	非常勤	有	平成17年度	(2010年度後期) 少年法
高崎 和美	53	女	弁護士	非常勤	有	平成17年度	(2010年度後期) 少年法
東 隆司	62	男	弁護士	非常勤	有	平成17年度	(2010年度後期) 少年法
小橋 政彦	68	男	公認会 計士	非常勤	有	平成19年度	(2010年度後期) 企業会計論
中田 智明	29	男	司法書 士	非常勤	無	平成21年度	(2010年度後期) 不動産登記法
中村 文彦	43	男	司法書 士	非常勤	有	平成18年度	(2010年度後期) 不動産登記法
荒川幸一郎	25	男	司法書 士	非常勤	無	平成22年度	(2010年度後期) 不動産登記法
今田 俊夫	59	男	弁護士	非常勤	有	平成18年度	(2010年度特別) ローヤリング・クリニック 模擬裁判・エクスターンシップ
宇佐美英司	56	男	弁護士	非常勤	有	平成18年度	(2010年度特別) ローヤリング・クリニック
木津 恒良	62	男	弁護士	非常勤	有	平成18年度	(2010年度特別) ローヤリング・クリニック
小林 裕彦	50	男	弁護士	非常勤	有	平成19年度	(2010年度特別) 模擬裁判・エクスターンシップ
櫻井 幸一	62	男	弁護士	非常勤	有	平成17年度	(2010年度特別) ローヤリング・クリニック
清水 善朗	55	男	弁護士	非常勤	有	平成20年度	(2010年度特別) ローヤリング・クリニック
中村 有作	47	男	弁護士	非常勤	有	平成17年度	(2010年度特別) ローヤリング・クリニック 模擬裁判・エクスターンシップ
則武 透	48	男	弁護士	非常勤	有	平成19年度	(2010年度特別) ローヤリング・クリニック

							模擬裁判・エクスターンシップ
長谷川 威	42	男	弁護士	非常勤	有	平成18年度	(2010年度特別) ローヤリング・クリニック
松島 幸三	61	男	弁護士	非常勤	有	平成18年度	(2010年度特別) ローヤリング・クリニック
荒木 信之	63	男	弁護士	非常勤	有	平成18年度	(2010年度特別) 模擬裁判・エクスターンシップ
秋山 義信	59	男	弁護士	非常勤	有	平成18年度	(2010年度特別) 模擬裁判・エクスターンシップ
安田 寛	45	男	弁護士	非常勤	有	平成22年度	(2010年度特別) 模擬裁判・エクスターンシップ

- [注]
- 1 評価実施年度に在籍する教員について記載すること。
  - 2 「年齢」は、評価実施年度の5月1日現在の年齢を記入すること。
  - 3 「専任／みなし専任／兼担／非常勤の別」について、「兼担」は当該大学の他学部・研究科等の専任教員、「非常勤」は「専任」「みなし専任」「兼担」以外の教員を指す。
  - 4 「着任年月」は、兼担／非常勤の場合、法科大学院において初めて授業を担当した年度を記入すること。
  - 5 「担当科目」は、評価実施年度の担当科目を記入すること。